

第 8 号の 2 様式（第 1 0 条の 2 関係）

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

令和 7 年 4 月 1 日

個 人 情 報 フ ァ イ ル の 名 称	障がい者(児)福祉ファイル
行 政 機 関 等 の 名 称	東京都板橋区長
個人情報ファイルが 利用に供される事務を つかさどる組織の名称	福祉部 障がいサービス課 担当 障がい相談係 電話番号 (3 5 7 9) 2 3 6 2
個 人 情 報 フ ァ イ ル の 利 用 目 的	障害者基本法（昭和四十五年五月二十一日法律第八十四号）第 三条第一項「全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経 済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される こと。」また、同条第三項「全て障害者は、可能な限り、言語（手 話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会 が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段につい ての選択の機会の拡大が図られること。」と定められており、板橋 区では、対象となる障害者等に対する福祉の増進を目的として、 「福祉タクシー券・自動車燃料券事業」、「緊急通報システム事業」、 「公文書点字サービス」、「寝具洗濯乾燥事業」、「紙おむつ等助成 事業」、「理美容サービス事業」、「訪問入浴サービス事業」、を実施 している。各事業の適正な実施と管理のために必要な情報を利用 し、保管している。
記 録 項 目	1 氏名 19 受給資格消滅年月日 2 住所 20 現況届の提出状況 3 生年月日 21 血液型 4 連絡先電話番号 22 協力員氏名・住所・続柄 5 性別 23 介添人氏名・続柄 6 所持手帳等の種類 24 代行者氏名・続柄 7 障害程度区分 25 継承者氏名・続柄 8 世帯情報 26 生活状況 9 認定番号 27 臥床状態 10 担当管轄 28 日照・乾燥場所 11 支給枚数 29 家屋所有者氏名 12 申請種別 30 車両情報 13 申請年月日 31 発券番号 14 決定結果 32 発券種別 15 決定年月日 33 所得判定情報 16 支給開始月 34 書留番号 17 支給停止情報 35 難病名 18 受給資格消滅事由
記 録 範 囲	各障がい者福祉サービスを申請し、受給している者（受給者が 20 歳未満の場合はその扶養義務者を含む）（資格消滅まで）

記録情報の収集方法	収集の相手方： 各障がい者福祉サービス等を申請する本人 収集の手段： 窓口申請（紙）、郵送申請（紙）	
要配慮個人情報が含まれるときは、旨	☒ 含む（上記記録項目の番号 6， 7 ） ☐ 含まない	
記録情報の先	☒ あり（経常的提供先 寝具洗濯乾燥事業委託先事業者、紙おむつ等助成事業委託先事業者、緊急即時通報システム事業委託先事業者、緊急即時通報システム協力員、訪問入浴サービス事業委託先業者、宛名印刷・封入封緘委託先事業者 ） ☐ なし	
開示請求等を受け る組織の 名称及び所在地	東京都板橋区総務部区政情報課	
	〒173-8501 東京都板橋区板橋 2－6 6－1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	☐ あり（他の法令の規定 ） ☒ なし	
個人情報 ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理 ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		

作成された行政機関等 匿名加工情報に関する 提 案 を 受 け る 組 織 の 名 称 及 び 所 在 地		
作成された行政機関等 匿名加工情報に関する 提 案 を す る こ と が で き る 期 間		
備 考	業務の名称	障がい者（児）福祉に関する業務
	ファイルに 記録される 本人の数	約 7,300 人
	その他	